

第1回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

令和5年（2023年）2月17日

西知多医療厚生組合議会

令和5年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	6
会期の決定について	7
諸般の報告について	7
一般質問について	7
北川明夫 議員	7
1 病院経営強化プランの策定における、主要課題への検討状況について	
2 病院職員駐車場の拡充に伴う周辺住宅地域への配慮について	
3 西知多クリーンセンター稼働後の直接搬入者への対応について	
西知多医療厚生組合個人情報保護条例の廃止について	14
西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の廃止について	16
西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について	17
西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	19
西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	20
西知多医療厚生組合職員の定年等に関する条例の制定について	22
西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	24
西知多医療厚生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	25
西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	27
西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	28
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	30
西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について	32
西知多医療厚生組合個人情報の保護に関する条例の制定について	34
令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）	37
令和4年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）	38
令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）	40
令和5年度西知多医療厚生組合一般会計予算	42

令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算	45
令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算	47
令和5年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算	51
令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算	53
令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	56
西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	62

令和5年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和5年（2023年）2月17日 午前9時30分
- 2 招集場所 西知多医療厚生組合議場
- 3 応招議員（14人）

1番 加藤 菊 信	8番 藤 井 貴 範
2番 佐藤 友 昭	9番 伊 藤 清一郎
3番 早川 康 司	10番 伊 藤 正 明
4番 今瀬 和 弘	11番 林 正 則
5番 北川 明 夫	12番 大 村 聡
6番 富田 博 巳	13番 夏 目 豊
7番 蓑手 純 一	14番 勝 崎 泰 生
- 4 不応招議員 なし
- 5 開閉の日時

開会 令和5年（2023年）2月17日	午前9時30分
閉会 令和5年（2023年）2月17日	正午

第1日 (2月17日)

1 出席議員(14人)

1番	加藤 菊信	8番	藤井 貴範
2番	佐藤 友昭	9番	伊藤 清一郎
3番	早川 康司	10番	伊藤 正明
4番	今瀬 和弘	11番	林 正則
5番	北川 明夫	12番	大村 聡
6番	富田 博巳	13番	夏目 豊
7番	蓑手 純一	14番	勝崎 泰生

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	花田 勝重	副管理者	宮島 壽男
副管理者	星川 功	副管理者	立川 泰造

[総務部]

総務部長	加藤 由裕	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木 美喜子
------	-------	-------------------	---------

建設課長 平松 康弘

[公立西知多総合病院]

院長	吉原 基	病院事務局長	許斐 正啓
経営戦略室長	澤田 和典	管理課長	谷川 正仁
管理課課長兼 人事管理室長	和田 真貴	医事課長	森田 美和

医事課課長 兼健診センター課長	小林 智里	医療情報課長 兼診療情報管理室長	守山 直宏
--------------------	-------	---------------------	-------

患者サポートセンター課長 岩田 裕行

[看護専門学校]

看護専門学校長	鰐部 貴久美	庶務課長	中田 昭夫
---------	--------	------	-------

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 小島久和 環境経済部長 西山聖治

[知多市]

健康文化部長 杉江大典 環境経済部長 林和宏

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 竹内忍 書記 保科達郎
書記 長坂徹也

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合個人情報保護条例の廃止について
6	2	西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の廃止について
7	3	西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について
8	4	西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
9	5	西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
10	6	西知多医療厚生組合職員の定年等に関する条例の制定について
11	7	西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

1 2	8	西知多医療厚生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
1 3	9	西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
1 4	1 0	西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
1 5	1 1	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
1 6	1 2	西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について
1 7	1 3	西知多医療厚生組合個人情報の保護に関する条例の制定について
1 8	1 4	令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）
1 9	1 5	令和4年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）
2 0	1 6	令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）
2 1	1 7	令和5年度西知多医療厚生組合一般会計予算
2 2	1 8	令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算
2 3	1 9	令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算
2 4	2 0	令和5年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算
2 5	2 1	令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算
2 6	2 2	令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算
2 7	委員会提出議案1	西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月17日 午前9時30分 開会)

議長（勝崎泰生）

皆さん、おはようございます。だんだん春らしくはなってきましたけれども、まだまだコロナ、インフルエンザというのは全然なくなったわけではありませんので、議員各位におかれましては、お体を御自愛いただくことをお願いを申し上げ、定例会に入らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変御苦勞さまでございます。現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。ただいまから、令和5年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（花田勝重）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の廃止について」をはじめ22件の議案でございます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（勝崎泰生）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、3番早川康司議員、11番林正則議員を指名いたします。

議長（勝崎泰生）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（勝崎泰生）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和4年10月分及び11月分までの例月出納検査結果報告並びに定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（勝崎泰生）

日程第4、「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残り時間がなくなると、卓上ベルでお知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。5番、北川明夫議員の発言を許します。

5番（北川明夫）

議長のお許しをいただきましたので、3項目一般質問させていただきます。

質問事項1、病院経営強化プラン策定における主要課題への検討状況についてでございます。

新たな病院経営強化プランは、地域の基幹病院として安心・安全な医療を持続的に提供するため、令和5年度から5カ年計画で国のガイドラインに沿って、役割機能の最適化と連携強化、医師・看護師等の確保と働き方改革や経営の効率化など6つの観点から計画づくりが進められていると思います。本日の全協資料の中にもございますので後ほど御説明があると思いますが、本院の課題として1つ、救急搬送割合の減少。2つ、急性期医療を担うための医師数の不足。3つ、地域医療機関との連携不足。4つ、コロナ関連補助金を除いた経常黒字化を掲げられています。それらに対する取組を現在検討中のことです。

私は、こうした課題認識を共有するというそういう立場から、本日は病床数、人件費比率、医師等の確保などに絞ってお伺いをいたします。

本院の病床数は、ICU8床、救急12床を含む468床でございますが、7階東病棟45床は開院以来休床を続けてきております。今後の経営強化プランを考える場合、現状のまま維持するかどうかは極めて重要なポイントであると思います。

また、医療収益に対する人件費比率は、平成30年度決算で69.9%であったのが、令和3年度決算では60.9%まで改善してきているものの、半田病院などの類似団体と比較した場合、まだまだ高い状況です。統合病院であること、看護師数が多いことなど固有の事情もあると思いますが、引き続き対策が求められる課題です。

さらに、本院はこれまで産婦人科、小児科、消化器内科などの医師確保に大変御苦労されてきたことは承知したしておりますが、周辺地域に多くの基幹病院がある中で、常に市民から選ばれる病院となるには充実した医師の確保と、看護師等医療スタッフによる患者満足度の高い医療サービスの確立が不可欠です。それには、現在の常勤医師89名を令和9年度目標の98名に増員することや、令和6年度から開始される医師の時間外労働規制に対する適切な対応が求められています。

そこで、以下、お尋ねします。

1点目は、現病床数の稼働状況と地域医療における役割・機能を考慮すると、適正な病床数はどうあるべきと考えているのか。

2点目は、類似団体と比較して高い人件費比率については、今後どのような対策を講じていくお考えなのか。

3点目は、32の診療科体制の下で、医師・看護職員等の確保の現状と課題をどのように考えているのか。また、医師の働き方改革への対応も含めて、今後はどのような確保対策を講じていく方針なのかをお伺いをいたします。

質問事項2は、病院職員駐車場の拡充に伴う周辺住宅地域への配慮についてです。

病院のある中の池の南に隣接する社山北地区は、16.6ヘクタールございますが、現在民間事業者による住宅地開発が行われており年度内には終わり、令和5年度から住宅建築が始まります。計画戸数440戸、計画人口約1,060人の新しいまちがつけられる予定です。この開発を捉えて病院は、病院に近い北東エリアに240台分の駐車場用地を借り上げて、現在ばらばらに借地している7カ所の敷地外駐車場と呼んでみえるそうですが、287台分のうち4カ所158台分を解約する予定と伺っております。

職員の利便性や効率性を考えた適切な見直しだと思いますが、気がかりなのは新規駐車場の利用による周辺住宅地域への影響です。今後440戸の住宅が建築されますと、1戸当たり自動車保有を1.5台といたしますと660台。それに病院駐車場240台を合わせますと地区内に自動車台数が約900台に及びます。

一方、この地区は東に出る道路がなく、南方面への直接的な出入りも難しいことから、ラッシュ時には北の養父森岡線や西の柿畑中ノ池線を利用しようとする車が集中し混雑するため、結果的に北側の中ノ池4丁目や南のサンヒルズ加木屋地区の住民生活環境に様々な悪影響が生じることが懸念されます。

そこで、新規駐車場の職員利用については、住宅が建ち並ぶ前の段階から必要な対策を考えておく必要があると考えております。

そこで、1点、令和5年度から社山北地区において確保される職員駐車場の利用に関し、周辺住宅地域への配慮をどのように講じるのかお伺いします。

質問事項3は、西知多クリーンセンターの稼働後の直接搬入者への対応についてです。御案内のように、建設工事は目下建築本体とプラント設備工事が同時並行で進められており、今後令和5年、6年で約110億円余を投じて令和6年6月末に完成する予定です。新施設の利用開始まであと1年ちょっとです。昨年の3月定例会で、搬入可能物の調整状況等について質問をさせていただきましたが、現状の取り扱いと大きな変更にならないよう、年度内に調整を経て令和5年度に市民への周知を図るとの御答弁でした。

搬入禁止物の範囲はどうか。搬入可能物、それでも搬入可能物でもその条件などをどうするのかなど、まさに最終調整の段階だと思います。改めて、市民サービスを第一に考えた調整結果を期待いたしております。今回、市民サービス向上の観点で確認いたしたいのは、直接搬入する個人や事業者の受け入れ体制です。現在、両市清掃センターの受付業務の日にちや時間が異なっておりますが、どのように一本化され、利用者の利便性がどのように向上するのか。また、新施設に直接搬入車両が集中するので、待ち時間の削減策や事故などの防止対策はどのように講じるのか。気になるところでございます。令和3年度の家庭系の直接搬入車両の実績を見てみますと、東海市は年間2万8,566台、知多市は4万2,425台に上っております。ピークの日は両市とも5月6日でございます。1日で東海市が235台、知多市が447台、合計682台の車両数となります。こうした膨大な車両がいかにかにトラブルもなく、事故もなく、ピークの日でもスムーズに利用していただけるかどうかは、事前準備の完成度にかかっていると思います。要求水準書の動線計画を見て見ますと、少量の直接搬入車両はプラットフォーム1階を利用させること。搬入車両は搬出車両や一般車両と交錯しないようにすること。さらに、各種車両と歩行者動線は極力分離することとされておりますし、受付業務では、原則出口のところの計量器で計量時に手数料を徴収するなどきめ細かな対策が盛り込まれていますが、現時点での準備状況についてお尋ねをいたします。

1点目は、直接搬入車の受付業務時間は、現行の両市清掃センターと比較してどれだけ拡大される見込みなのか。

2点目は、年末年始などは直接搬入車両数がピークになると思いますが、混雑緩和や事故防止策をどのように検討しているのかをお伺いし、第一問を終わります。

議長（勝崎泰生）

答弁をお願いいたします。

管理者（花田勝重）

北川明夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、病院経営強化プランの策定における主要課題への検討状況についてでございますが、今年度策定を進めてまいりました経営強化プランでは、現状から課題を整理した上で、当院が知多半島北西部地域の基幹病院として地域住民の皆様に対し、良質な医療を継続的に提供できるよう当院が果たすべき役割を明確化する

とともに、経営の健全化等に取り組んでいくための道筋を示しております。特に、今回御質問の医師の確保につきましては、当院と同じ400床以上の規模の類似病院と比較しても医師数がまだまだ少ない状況であることから、主要な課題の一つであると認識しているところでございます。

各質問事項に対する答弁につきましては、事務局長から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

病院事務局長（許斐正啓）

質問事項1、病院経営強化プランの策定における主要課題への検討状況についての1点目、現病床数の稼働状況と適正な病床数の考え方についてでございますが、当院の許可病床数468床のうち、平成27年5月の開院時は378床で運用を開始し、医療従事者の確保等により平成30年4月に現在の423床まで稼働病床を増やしてまいりました。更なる稼働病床数確保には、今まで以上の医療従事者の確保が必要ですが、特に医師につきまして十分な人数にまで至っておらず、現在も45床が非稼働病床となっております。

適正な病床数の考え方でございますが、知多半島医療圏の将来患者数の推計では、令和12年までは患者数が増加することが見込まれることから、地域の医療需要に対応するため、地域の医療機関との連携強化により病床の回転率の向上に努めるとともに、引き続き、医療従事者の確保に努め、非稼働病床を稼働できる体制を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目、類似団体と比較して高い人件費比率の今後の対策の考えについてでございますが、当院の医業収益に対する職員給与費の割合、いわゆる人件費比率につきましては、開院した平成27年度は75.6%で、類似平均の53.1%と比較して22.5%高い状況でございました。その後、医療従事者の確保等による医業収益の増加により、令和2年度は61.0%となり、類似平均の59.8%と比較して1.2%の差まで減少いたしましたが、いまだ類似平均より高い状況が続いております。

人件費比率の改善には、さらに医業収益を増やすことが必要であり、救急医療体制の強化や専門的治療、高度な医療を行うため、診療体制を充実させ患者数の増加を図る必要がございます。しかしながら、収益増加の要である医師数については、100床当たりの類似平均の27.3人に対し、当院は17.5人と9.8人少な

い状況となっております。今後の対策といたしましては、引き続き、大学医局訪問などにより積極的な常勤医師の確保に努め、医業収益を増加させることにより、人件費比率の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、医師・看護職員等の確保の現状と課題、また、医師の働き方改革への対応を含めた今後の確保対策の方針についてでございますが、これまで、医師・看護師等の医療従事者の確保に向け、医師紹介事業者等を活用した医師の確保をはじめ、院内保育所の運営、看護補助員の採用等の勤務環境の改善を進めてまいりました。その結果、職員全体では、開院した平成27年度の587人から、令和3年度は730人まで増加いたしました。医師につきましては、大学医局の人事異動にも大きく左右されることから、十分な確保にまで至っていない状況でございます。

一方、当院の医科の臨床研修医は、平成27年度から令和4年度まで常に募集定員が埋まっている状況であるとともに、研修医から当院の専攻医に進んだ医師も計16人おり、若手医師の採用に貢献しております。さらに、令和4年度からは、新たに歯科臨床研修プログラムを開始し、毎年1人の募集を行っているところです。

医師の働き方改革への対応でございますが、国が進めている医師の働き方改革により、令和6年4月からは、医師の時間外労働規制を中心として医師の働き方の適正化に向けた取組が実行される予定となっております。これを受け、当院では、今年度、医師労働時間短縮計画を策定したところでございます。今後は、当該計画を着実に実行していくとともに、チーム医療の推進や、医師事務作業補助者をはじめとする医療従事者の確保によるタスク・シフト、タスク・シェア、ICTの活用等により、医師の働き方改革に取り組んでまいります。

また、医師の確保対策につきましては、今後も関連大学の医局や関係機関への働きかけを積極的に行うとともに、臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保に努めてまいります。

質問事項2、病院職員駐車場の拡充に伴う周辺住宅地域への配慮についての1点目、令和5年度から社山北地区内に確保される職員駐車場の利用に関する周辺住宅地域への配慮についてでございますが、現在、病院南側で行われている東海市加木屋町北社山宅地造成事業内に病院職員用として240台の駐車場を確保する予定です。この確保により病院周辺に点在している職員駐車場を一部集約するとともに、病院内に駐車している職員も一部こちらに移行させることにより、患者さんの駐車

場の台数の拡充を図り、満車状況の改善につなげる予定です。ただし、新しい駐車場の利用には住宅街の中を通らざるを得ない状況であり、出退勤時間によっては、住民の方々への御迷惑となる可能性もあります。このため駐車場の利用に関しましては、交通ルールを厳守することはもちろん、通行ルートを決めるなど周辺住民への配慮につつまして職員に周知徹底してまいります。

総務部長（加藤由裕）

質問事項3、西知多クリーンセンター稼働後の直接搬入者への対応についての1点目、受付業務時間の拡大の見込みについてでございますが、市民や事業者が直接搬入する車両と、両市が委託する業者のごみ収集車両の現在の受付業務時間は、東海市清掃センターでは、年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前9時から11時30分までと、午後1時から3時30分までの合計5時間です。知多市清掃センターでは、年末年始及び祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から正午までと、午後1時から3時30分までの合計5時間30分、土曜日は午前9時から11時30分までの2時間30分です。西知多クリーンセンターでは、市民の利便性の向上のため、昼の受付業務時間及び土曜日の受付業務時間を拡大し、年末年始を除く月曜日から土曜日までの午前9時から午後4時までの7時間を受付業務時間とする予定です。この対応により、東海市は880時間、68%増、知多市は700時間、48%増となる見込みです。

次に、2点目、混雑緩和及び事故防止対策についてでございますが、両市の既存施設では、現状、直接搬入車両とごみ収集車両が受付と荷降ろし場所を共用していますが、新施設では、直接搬入と収集車両別に受付を設け、1階は直接搬入車両、2階はごみ収集車両を優先した荷降ろし場所とすることで、利用時間も短縮し混雑の緩和を図ることとしています。混雑が発生するおそれがある場合は、直接搬入車両の荷降ろし場所を2カ所から3カ所に増やすことで利用時間の短縮化を図ります。

また、年末年始など待機車両が増えた場合には、見学者用駐車場を臨時待機場所とするなど、利用の円滑化を図ります。事故防止対策については、1階を内回りの利用、2階を外回りの利用とし、車両の交錯を少なくすることや、分岐点には大型の案内板を設置し、施設の入り口部から受付、清算に至る搬入動線に沿って路面にカラーサインを施すことで、来場される方が搬入ルートを一目で分かるようにするなど、車両を安全に誘導できるよう配慮した計画としてまいりますので、よろしく

お願いいたします。

以上でございます。

議長（勝崎泰生）

北川議員、再質問又は要望がありましたら、発言を許します。

5 番（北川明夫）

それぞれ御答弁、ありがとうございました。再質問を1点だけお願いしたいのですが、3番目の（2）についてでございます。

現在、工事中で場内に入る入り口のところに来場者向けに監視カメラが設置されているかと思えます。最近造られている他の施設でも稼働後も常時監視カメラで混雑状況を市民に知らせている施設もございますが、私どもの施設の場合は、今後の対応をどのようにお考えでいらっしゃるのか、お答えいただきたい。

総務部長（加藤由裕）

御質問の、新施設の対応についてでございますが、現在、監視カメラを用いて混雑状況を知らせる対応の予定はありませんが、新施設の稼働後に、混雑緩和対策の効果を確認し、状況に応じて、監視カメラを用いた混雑緩和対策を含めて、混雑していない時間帯に搬入していただく方法を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（勝崎泰生）

北川議員、要望がありましたら、発言を許します。

5 番（北川明夫）

要望はございません。

議長（勝崎泰生）

以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長（勝崎泰生）

続きまして、日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の廃止について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第1号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の廃止について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、組合の機関における個人情報の保護について同法が直接適用されることとなるため、廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第1号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の廃止について」の内容につきまして、御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

附則第1項は施行期日で、本条例は令和5年4月1日から施行するもの。第2項は、職員の義務等を従前の例によることとしたもの。第3項は、施行期日前の開示請求等は従前の例によることとしたもの。第4項は、施行日前の審査請求は従前の例によることとしたもの。第5項は、前項の審査請求等に関し必要な経過措置は管理者が定めることとしたもの。第6項は、施行前にした行為などに対する罰則の適用について、従前の例によることとしたもの。第7項及び第8項は、施行前に保有していた保有個人情報について、条例の施行後に提供したときの罰則について規定したもの。第9項は、附則第2項から前項までに定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは、質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第1号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の廃止について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第6、議案第2号「西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、議案第2号「西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の廃止について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、現在の再任用制度が終了するため廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長 (佐々木美喜子)

議案第2号「西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の廃止について」の内容につきまして、御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

附則は施行期日で、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 (勝崎泰生)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第2号「西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の廃止について」、
原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第7、議案第3号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、議案第3号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部
改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、新個人情報保護制度に準じて、行政文書の開示請求
に係る開示決定等の期限の起算日等を整備し、及び開示の実施方法の柔軟化等をす
るため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長 (佐々木美喜子)

議案第3号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」の内容につ
きましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条の改正は、個人情報の保護に関する法律に合わせた字句の整理をするもの

でございます。第7条の改正は、不開示情報の整備をするものでございます。

3ページをお願いします。

第8条の改正は、引用条項の変更をするものでございます。第9条の改正は、不開示情報に係る例外の削除をするもので、第7条第1号を削除したことに伴い改正するものでございます。第12条の改正は、開示決定等の期限の起算日の変更で、新個人情報保護制度に準じて開示決定等の期限の起算日を開示請求があった日の翌日から起算することとするものでございます。第13条の改正は、開示決定等の期限の特例の起算日の変更等で、第12条と同様に、開示決定等の期限の特例の起算日を開示請求があった日の翌日から起算することとするものでございます。

4ページをお願いします。

第15条の改正は、引用条項の変更をするものでございます。第16条の改正は、開示の実施方法の柔軟化で、従来は用紙に出力したものの交付をしていたところを、種別、情報化の進展状況等を勘案して、電磁的記録の光ディスクへの複製などを含めることについて、実施機関の規則で定める方法で交付することとするものでございます。

5ページをお願いします。

第17条の改正は、費用の負担に関する規定の整備で、写しの交付の方法等による行政文書の開示を受ける者の負担する費用の額について、規則で定めることとするものでございます。第18条の改正は、引用条項の変更をするものでございます。

6ページをお願いします。

第19条の改正は、審査会の名称を変更するものでございます。附則第4項の改正は、行政文書の開示義務の特例に関する規定の削除で、第7条第1号を削除したことに伴い、削除するものでございます。附則第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日に施行するもの。附則第2項は、条例の改正に伴う経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第3号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第8、議案第4号「西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、議案第4号「西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、組合の機関における個人情報の保護について、同法が直接適用されることとなるため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長 (佐々木美喜子)

議案第4号「西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説

明申し上げます。

題名及び第1条の改正は、審査会の名称を変更するものでございます。第2条、第3条及び第8条の改正は、引用条項の削除等をするものでございます。

2ページをお願いします。

附則第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日に施行するもの。附則第2項は、審査会の元委員の守秘義務は従前の例によることとしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第4号「西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第9、議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴い、特別職の職員の職名の名称を変更するため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条、別表第1及び2ページの別表第2の改正は、いずれも職名の名称の変更で、情報公開・個人情報保護審査会委員を情報公開審査会委員に変更するものでございます。附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日に施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第10、議案第6号「西知多医療厚生組合職員の定年等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第6号「西知多医療厚生組合職員の定年等に関する条例の制定について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の追加等をするため制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第6号「西知多医療厚生組合職員の定年等に関する条例の制定について」の内容につきましては、条例の制定となりますので、一条ずつ御説明いたします。

資料の2枚目、条例案の1ページを御覧ください。

初めに、目次としまして、本条例は、第1章総則から第5章雑則までの全5章及び附則で構成するものでございます。

第1章は総則で、第1条におきましては、本条例の趣旨を規定するものでございます。

第2章は定年制度で、第2条では、定年による退職として定年退職日を規定しております。第3条は定年の規定で、職員の定年を65歳とするものでございます。

第4条は、定年退職の特例で、2ページの第1項第1号から第3号までに掲げる事由があると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き勤務させ

ることができるものでございます。なお、その期限につきましては、3年を上限としております。

第3章は、管理監督職勤務上限年齢制でございます。

3ページをお願いいたします。

第5条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の規定で、組合では、医師及び歯科医師を除き管理職手当の支給を受ける職員を対象としております。第6条は、管理監督職勤務上限年齢の規定で、60歳とするものでございます。第7条は、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準の規定で、任命権者は、法に定める者のほか、第1号から第3号までの基準を順守するものでございます。第8条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例で、4ページの第1項第1号から第3号までに掲げる事由があると認めるときは、1年を超えない範囲内で引き続き管理監督職として勤務させることができるものでございます。なお、その期間につきましては、3年を上限としております。

第4章は、定年前再任用短時間勤務制で、第9条及び5ページの第10条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用について、60歳に達した日以後の退職者に対する任用に関して規定するものでございます。

第5章は雑則で、第11条は委任規定となっております。附則につきましては、第1条は施行期日で、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第4条及び第14条の規定は、公布の日から施行するものでございます。第2条は定年の特例で、定年の段階的引上げに関して規定をしております。

6ページをお願いします。

第3条及び第4条は、情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規定で、60歳に達する前年度に60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等の情報提供及び勤務の意思の確認に努めるものでございます。第5条は、定年による退職の特例に関する経過措置を規定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第6条から11ページの第12条までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置で、これまでの再任用制度と同様の内容を暫定再任用制度として引き継ぐものでございます。

12ページをお願いいたします。

第13条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置の規定となっております。

13ページをお願いいたします。

第14条は、附則に関する委任規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号「西知多医療厚生組合職員の定年等に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第11、議案第7号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第7号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の変更をするため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第7号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第2条につきましては、引用条項の変更をするものでございます。附則は施行期日で、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第7号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第12、議案第8号「西知多医療厚生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第8号「西知多医療厚生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、国及び愛知県に準じて、サービスの宣誓の実施方法の変更をするため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第8号「西知多医療厚生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条の改正は、サービスの宣誓の実施方法の変更で、これまでの面前での署名を管理者に提出する方法に変更するものでございます。附則は施行期日で、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第8号「西知多医療厚生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第13、議案第9号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第9号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等の整備等をするため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第9号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条、第3条、2ページの第4条及び第12条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員等への変更により改正を行うものでございます。附則の第1項は施行期日で、令和5年4月1日から施行するものでございます。第2項は、暫定再任用短時間勤務職員に対する経過措置となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第9号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第14、議案第10号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、議案第10号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員への異動期間が延長された管理監督職を占める職員の追加、育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例の追加等をするため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長 (佐々木美喜子)

議案第10号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員に異動期間が延長された管理監督職を占める職員の追加等を行うものでございます。第10条につきま

しては、育児短時間勤務をすることができない職員に異動期間が延長された管理監督職を占める職員の追加等を行うものでございます。第22条につきましては、引用条項の変更等による改正を行うもので、2ページの第23条は、定年前再任用短時間勤務職員等への変更により改正を行うものでございます。

附則の改正につきましては、新たに第2項として育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例に関する規定の追加を行うものでございます。附則の第1項は施行期日で、令和5年4月1日から施行するものでございます。第2項及び3ページの第3項は経過措置で、第2項は今回の一部改正の施行前に定年を延長した職員に対する規定。第3項は、育児短時間勤務職員等である暫定再任用職員のフルタイム勤務職員に対する規定となっております。第4項は、委任規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第10号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第15、議案第11号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第11号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を整備、特定日以後における給料月額の特例の追加等をするため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第11号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、5枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第6条は、55歳を超える職員の昇給の変更等による改正を行っております。

2ページをお願いします。

第7条は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規定の整備を行っております。第15条、3ページの第16条及び5ページの第20条、第21条は、定年前再任用短時間勤務職員への変更等の改正を行っております。

6ページをお願いいたします。

第25条では、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外に関する規定の整備を行っております。附則の改正につきましては、これまでの第7項及び第8項を削り、新たに第7項として60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額の特例を規定するもので、給料月額を7割とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第8項は、第7項の適用除外となる職員を定めるもので、第9項から8ページの第12項までは、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をした職員等に対する経過措置を、第13項では、これらの規定の施行に関し必要な事項は管理者が定める

ことを規定したものでございます。別表第1から11ページの別表第5までにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員への変更を行うものでございます。別表第6につきましては、管理監督職勤務上限年齢による降任等を行う場合の等級を定めるため、基準となる職務の追加をするものでございます。

12ページをお願いいたします。

附則の第1条は施行期日等で、公布の日から施行するものでございます。ただし、附則第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。第2条は、定年による退職の特例により勤務している職員についての適用除外を、第3条は、暫定再任用職員に関する経過措置を、第4条は、委任に関する規定を定めております。

13ページをお願いいたします。

第5条は、西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第17条では、定年前再任用短時間勤務職員への変更に伴う第7条第1項の削除等の読替規定の変更を、第20条につきましても、読替規定の変更を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

第6条は、西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第9条について、字句の整理を行っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第11号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、
原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第16、議案第12号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の
一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第12号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に
関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の範囲の変更、
退職手当の基本額及び当該基本額に係る特例の追加その他所要の事項の整備をする
ため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第12号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正につ
いて」の内容につきましては、4枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申
し上げます。

第2条は、退職手当の支給に関して、職員の範囲の変更等による改正を行うもの
でございます。第4条及び2ページの第5条につきましては、引用条項の変更等に
よる改正を行うものでございます。第5条の3及び第11条の2は、定年前早期退
職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する規定の整備による改正を行っ
ております。

3ページをお願いいたします。

第17条及び第18条、4ページの第20条につきましては、字句の整理を行っ

ております。

7ページをお願いいたします。

附則の改正につきましては、第11項及び第12項としまして、11年以上の勤続者に対して定年の引上げに伴う経過措置として、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者を定年退職扱いとするための規定を追加しております。第13項は、前2項の規定を医師及び歯科医師については適用しないとするための規定でございます。第14項は、60歳以後の職員の給料月額7割措置の取扱いを規定しているものでございます。

8ページをお願いいたします。

第15項及び第16項では、勸奨退職者等の定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置を規定しております。附則の第1項は施行期日で、令和5年4月1日から施行するものでございます。

9ページをお願いします。

第2項及び第3項は経過措置で、第2項では、暫定再任用職員のフルタイム勤務職員に対する規定。第3項では、今回の一部改正の施行前に定年を延長した職員に対する規定となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第12号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第17、議案第13号「西知多医療厚生組合個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第13号「西知多医療厚生組合個人情報の保護に関する条例の制定について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づき、及び同法を実施するため、組合の機関における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第13号「西知多医療厚生組合個人情報の保護に関する条例の制定について」の内容につきましては、条例の制定となりますので、一条ずつ、御説明いたします。資料の2枚目、条例案の1ページを御覧ください。

第1条は趣旨規定でございます。

第2条は、本人の求めに応じた保有個人情報の閲覧に関する規定で、第1項は、自己を本人とする保有個人情報を閲覧させることができることを規定したものの。第2項は、保有個人情報の本人であることを示す書類で、規則で定めるものを提示又は提出することを規定したものの。第3項は、本条の対象となる保有個人情報を法第76条の規定に基づき開示の請求をすることができることを規定したものの。

第3条は、不開示情報に関する規定で、情報公開条例の規定により開示すること

とされているため、個人情報の開示の実施の際にも開示する情報として公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分を開示することを規定したものでございます。

第4条は、開示決定等の期限に関する規定で、第1項は、開示決定等の期限を開示請求があった日から15日以内と規定したものの。第2項は、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、次のページに参りまして、30日以内に限り延長することができることを規定したものでございます。

第5条は、開示決定等の期限の特例に関する規定で、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合には、相当の部分につき、期間内に開示決定をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りることを規定したものでございます。

第6条は、開示請求に係る手数料に関する規定で、手数料は無料であることを規定したものでございます。

第7条は、費用の負担に関する規定で、第1項は、写しの交付によりその開示を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担することを規定したものの。第2項は、費用の額について規則で定めることを規定したものでございます。

第8条は、審査請求に対する弁明書の写しの添付等に関する規定で、第1項は、諮問の際には弁明書の写しを添えてしなければならないことを規定したものの。第2項は、反論書又は意見書の提出があったときは、次のページに参りまして、西知多医療厚生組合行政不服審査会に送付しなければならないことを規定したものでございます。

第9条は、審査会の調査権限に関する規定で、第1項は、審査会は、諮問機関に対し審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができることを規定したものの。第2項は、審査会から個人情報の提示の求めがあったときには、諮問機関は拒んではならないことを規定したものでございます。

第10条は、西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の規定の読替えに関する規定で、審査請求について行政不服審査法の規定が適用される場合における西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の規定の読替えについて規定したものでございます。

第11条は、審議会への諮問に関する規定で、個人情報の適正な取扱いを確保す

るため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合には、西知多医療厚生組合個人情報保護審議会に諮問することができることを規定したものでございます。

第12条は、審議会に関する規定で、第1項は、審議会を設置することを規定したものの。第2項は、委員5人以内で組織することを規定したものの。第3項は、委員は必要の都度、委嘱することを規定したものの。第4項は、調査審議が終了したときは解職されることを規定したものの。第5項は、前3項に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを規定したものでございます。

4ページをお願いいたします。

第13条は、法の施行の状況の報告で、第1項は、管理者は、組合の機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができることを規定したものの。第2項は、管理者は、毎年度報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならないことを規定したものでございます。附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号「西知多医療厚生組合個人情報の保護に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

ここでお諮りをいたします。

この際、暫時休憩にいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

異議なしと認めます。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時50分）

議長（勝崎泰生）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第18、議案第14号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第14号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入・歳出それぞれ2億5,270,000円を追加し、補正後の額を2億6,332万1,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第14号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」の詳細につきましては、4ページ・5ページをお願いいたします。

2の「歳入」から御説明申し上げます。1款1項1目負担金につきまして、健康増進施設事業特別会計負担金を東海市から1億30万5,000円、知多市から1億2

2万2,000円、合計252万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、3の「歳出」について御説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の繰出金につきまして、健康増進施設事業特別会計繰出金として252万7,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第14号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第19、議案第15号「令和4年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第15号「令和4年度西知多医療厚生組合健康増

進施設事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ295万1,000円を追加し、補正後の額を2億613万9,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（平松康弘）

議案第15号「令和4年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款1項1目繰入金につきましては、一般会計からの負担金の繰入額を252万7,000円増額し、1億7,639万7,000円とするものでございます。2款1項1目繰越金につきましては、令和3年度の決算額が42万4,000円の増収となったことから、これを増額するものでございます。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款衛生費、1項健康増進施設事業費、1目事業総務費の18節負担金、補助及び交付金の旧知多市営海浜プール解体関連費負担金は、旧知多市営海浜プールの解体に伴い、知多市が負担した廃棄物処理費用について、合意書に基づき組合が建設費の一部として知多市に支払う負担金で、295万1,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第15号「令和4年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第20、議案第16号「令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第16号「令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による病棟閉鎖等に影響を受け、入院患者数が減となる一方で、手術件数の増加及び入院日数の短縮化により増加が見込まれる入院収益、及び県の医療機関等光熱費高騰対策支援金の交付による医業外収益の増額のほか、診療件数の増に伴う抗がん剤等高額医薬品などの材料費、及び原油価格の高騰の影響に伴う電気料金等光熱費の増額により行うものでございます。

第2条は、業務の予定量で、（2）年間患者数の入院患者数の既決予定量11万8,260人から、補正予定量2,190人を減らし11万6,070人とし、（3）一日平均患者数の入院患者数の既決予定量324人から、補正予定量6人を減らし318人とするものです。

第3条は、収益的収入及び支出で、収入では、第1款病院事業収益、第1項医業収益115億6,724万円に、補正予定額2億7,376万円を増額し118億4,100万円とし、第2項医業外収益24億2,941万5,000円に、補正予定額1,692万円を増額し24億4,633万5,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用139億8,456万円に、補

正予定額1億9,491万円を増額し141億7,947万円とし、第2項医業外費用3億4,236万円に、補正予定額1,780万円を増額し3億6,016万円とするものでございます。

第4条は、たな卸資産購入限度額で、予算第11条中、29億3,646万円を31億4,526万円に改めるものでございます。

詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。

令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の、第1款病院事業収益、第1項医業収益、1目1節入院収益を2億7,376万円増額し74億2,848万円とするもので、その内容は、手術件数増加及び入院日数の短縮化により増加が見込まれる診療費でございます。

次に、第2項医業外収益、3目2節県補助金を1,692万円増額し1,916万円とするもので、愛知県による医療機関等光熱費高騰対策支援金が確定したため増額するものでございます。

次に、支出の、第1款病院事業費用、第1項医業費用、2目材料費、8節薬品費を1億3,116万円増額し17億731万円とするもの、及び9節診療材料費を5,861万円増額し10億7,695万円とするものは、がん治療に用いる抗がん剤の増加やコロナ治療薬の購入及び手術件数増に伴う診療材料の増に伴い増額するものです。3目経費、18節光熱水費を514万円増額し、3億2,969万円とするものは、全国的なエネルギー価格の高騰により電気料金305万円及びガス料金209万円を増額するものです。

次に、第2項医業外費用、2目消費税及び地方消費税、50節消費税及び地方消費税を40万円減額し4,470万円とするもの、3目雑損失、51節雑損失を1,820万円増額し2億9,860万円とするものは、前述した第1項医業費用、3目経費の補正に伴う財務処理によるものです。

以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第16号「令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」
について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第21、議案第17号「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第17号「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億1,993万3,000円で、前年度に比べ15億106万4,000円の増額となっております。これは、他会計分の東海市、知多市の負担金に当たる繰出金が増額となったことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ・7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款分担金及び負担金1項1目1節の負担金につきましては41億1,801万1,000円で、前年度に対し15億380万4,000円、57.5%の増でございます。その内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、一般会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の4,137万7,000円で、合計8,275万4,000円でございます。し尿処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から2億799万8,000円、知多市から4,599万9,000円の合計2億5,399万7,000円でございます。ごみ処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から8億7,718万1,000円、知多市から6億5,073万5,000円の合計15億2,791万6,000円でございます。健康増進施設事業特別会計負担金につきましては、東海市から2,669万3,000円、知多市から2,488万7,000円の合計5,158万円でございます。看護専門学校事業特別会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の6,768万2,000円で、合計1億3,536万4,000円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から12億7,932万1,000円、知多市から7億8,707万9,000円で、合計20億6,640万円でございます。2款1項1目1節の繰越金の120万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

10ページ・11ページをお願いいたします。

3の「歳出」について、御説明申し上げます。1款1項1目議会費につきましては78万円で、前年度と同額でございます。2款総務費、1項1目一般管理費につきましては41億1,812万8,000円、前年度に対し15億106万4,000円、57.4%の増でございます。2節給料の2,774万円、3節職員手当等の2,319万8,000円、

12ページ・13ページをお願いいたします。

4節共済費の1,017万1,000円につきましては、総務部長、総務課職員

6人の計7人分の人件費でございます。12節委託料の955万8,000円につきましては、定年引上げの法改正に伴う人事給与システム改修委託料と、5年7月から更新する財務会計システムの導入支援委託料を新規計上したため、全体で223万6,000円の増額となったものでございます。13節使用料及び賃借料の465万3,000円につきましては、14ページ・15ページをお願いいたします。

更新する財務会計システムを、今までのサーバー設置型からクラウド型に切り替えるため、今までの初年度一括購入に変わり毎年年間使用量を計上することとしたため、46万6,000円の増額となったものでございます。14節工事請負費の130万円は、2面あるテニスコートの1面について、周囲を囲うフェンスの全面改修を4年度から4年に分けて実施するため予算計上したものでございます。3款公債費でございますが、1項1目22節償還金、利子及び割引料の2万5,000円につきましては、一時借入金の利子を計上したものでございます。4款1項1目予備費につきましては、100万円を計上いたしました。

16ページから22ページまでは、特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

24ページ、25ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございますが、過年度議決分でございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第17号「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第22、議案第18号「令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第18号「令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,205万4,000円で、前年度に比べ2,963万3,000円の増額となっております。これは、主に、光熱水費及び工事請負費の増額によるものでございます。

なお、詳細につきましては、衛生センター所長から御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ・7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。2款1項1目1節の繰入金の2億5,399万7,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰入分でございます。3款1項1目1節の繰越金の1,799万9,000円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

8ページ・9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款衛生費1項1目事業総

務費につきましては1,329万3,000円、前年度に対し、1,856万7,000円、58.3%の減でございます。主なものといたしましては、衛生センターの常勤職員2人分の人件費として、2節給料663万6,000円、3節職員手当等374万4,000円、4節共済費217万6,000円の合計1,255万6,000円でございます。事務員が4年度末で定年退職ですので、5年度から再任用職員として計上しております。また、4年度予算では正職員1人分の退職手当を計上していたため、1,871万円の減額となったものでございます。

10ページ・11ページをお願いいたします。

2目し尿処理費につきましては、2億5,673万6,000円で、前年度に対し4,820万円、23.1%の増でございます。10節需用費の6,899万円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗資材などの消耗品費、重油などの燃料費、電気料金などの光熱水費などでございます。消耗品費につきましては、購入実績などから薬剤等及び分析用試薬の単価の増を見込み、また、燃料費は、燃料用重油の購入実績から単価の増を見込み、いずれも増額となっております。

さらに、光熱水費につきましても、電気料金の大幅な増額が見込まれるため、10節合計で、前年度に対し2,375万3,000円、52.5%の増でございます。12節委託料の5,598万7,000円につきましては、水質検査委託料など13件分の委託料で、前年度と比較し124万3,000円、2.3%の増でございます。

増額の主な理由は、施設維持管理委託料の4つ目、脱水汚泥運搬処理委託料を新規計上したため、乾燥焼却設備修繕工事の実施期間の汚泥処理を委託するため予算計上したものでございます。14節工事請負費の1億2,985万3,000円につきましては、定期修繕工事、計画修繕工事及び突発修繕に対応するためのその他修繕工事費を計上したものでございます。前年度との比較では、2,509万3,000円の増額となっておりますが、4年度と比較して計画修繕工事が7件多いことと、高額の工事が多いことによるものでございます。

14ページから19ページまでは、給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

20ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございますが、過年度決議分でございますので説明

は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第18号「令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第23、議案第19号「令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第19号「令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102億2,803万3,000円で、前年度と比べ101億8,502万1,000円の増額となっております。これは、主に、4年度の西知多クリーンセンター建設工事の工事請負費が3年度からの繰越明許費であるため、5年度の工事請負費が皆増となることによるものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（平松康弘）

令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により、御説明申し上げます。

6ページ・7ページをお願いいたします。

2の「歳入」から、御説明申し上げます。1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節のごみ処理事業費国庫補助金24億2,939万円につきましては、ごみ処理施設の整備事業を実施するに当たり国から交付される交付金で、皆増でございます。2款1項1目1節の繰入金15億2,791万6,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰入れ分でございます。3款1項1目1節の繰越金2億1,102万6,000円につきましては、前年度執行残の見込額による繰越金でございます。5款1項1目1節の組合債60億5,970万円につきましては、ごみ処理施設整備・運営事業に関する組合債で、皆増でございます。

8ページ・9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款衛生費、1項ごみ処理事業費、1目事業総務費につきましては1,830万9,000円で、前年度に対し、35万2,000円、1.9%の減でございます。2節給料の784万4,000円、3節職員手当等の630万円、4節共済費の287万4,000円につきましては、建設課職員2人分の人件費でございます。10節需用費の50万9,000円につきましては、事務用消耗品や書籍などの購入費のほか、印刷製本費として、事業の進捗状況等に関する情報提供のため両市の広報紙へ掲載する費用などでございます。12節委託料の54万5,000円につきましては、地下水モニタリング調査業務委託料などの委託料でございます。2目ごみ処理施設建設費につきましては101億8,852万5,000円で、前年度に対し、101億7,144万8,000円、59,662%の増でございます。2節給料の739万4,000円、3節職員手当等の614万6,000円、

10ページ・11ページをお願いいたします。

4節共済費の272万5,000円につきましては、建設課職員2人分の人件費でございます。8節旅費の33万4,000円につきましては、西知多クリーンセンター建設工事の進捗に合わせた工事関連団体等との打合せ、材料検査等に係る旅費でございます。11節役務費の5,786万円につきましては、西知多クリーンセンターの試運転に伴い発生する最終生成物の処分手数料で、皆増でございます。12節委託料の1億2,088万4,000円につきましては、西知多クリーンセンター建設工事の進捗に合わせた工事監理及び検査支援業務の委託料などがございます。14節工事請負費の99億9,226万8,000円につきましては、西知多クリーンセンター建設工事の工事請負費で、皆増でございます。18節負担金、補助及び交付金の82万9,000円につきましては、最終生成物処分に係る負担金などがございます。2款1項公債費、1目利子の2,019万9,000円につきましては、長期債利子でございます。

12ページ・13ページをお願いいたします。

3款1項1目予備費につきましては、100万円を計上いたしました。

14ページから19ページまでは、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

20ページ・21ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございますが、過年度議決分でございますので、説明は省略させていただきます。

22ページの地方債に関する調書につきましても、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番（藤井貴範）

2問お願いいたします。11ページ、1款1項2目11節役務費で、最終生成物処分手数料の詳細についてお願いいたします。

同じく、18節の負担金、補助及び交付金の伊賀市環境保全負担金の詳細について。こちら2点、お願いいたします。

建設課長（平松康弘）

御質問の1点目、最終生成物処分手数料の詳細についてでございますが、令和6年1月から予定している、西知多クリーンセンターの試運転に伴い発生する灰などの最終生成物をセメント原料などに資源化するための手数料です。

次に2点目、伊賀市環境保全負担金の詳細についてでございますが、伊賀市に所在する施設で最終生成物処分を行うため、伊賀市環境保全負担金条例に基づき組合が負担する負担金ですので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（勝崎泰生）

よろしいですか。

8番（藤井貴範）

はい。

議長（勝崎泰生）

13番、夏目議員。

13番（夏目 豊）

全体で5年度の試運転期間の売電をどのように取り扱うのかをお伺いします。また、関連で、売電単価はどのように決定する予定かお伺いします。よろしく申し上げます。

建設課長（平松康弘）

御質問の「試運転期間の売電の取扱いについて」でございますが、西知多クリーンセンターでは、6年3月下旬から、蒸気タービン発電機の試運転を行う計画としております。現時点では、継続的な発電が見込まれず自家消費する計画としておりますことから、5年度の試運転期間に売電を行う予定はありません。

次に、「売電単価の決定について」でございますが、生ごみなどの焼却による再生可能エネルギーの売電単価は、国が定めた20年間の固定単価とし、プラスチックなどの焼却による再生可能エネルギー以外の売電単価は入札により決定する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

13番（夏目 豊）

ありがとうございました。

議長（勝崎泰生）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第19号「令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

続きまして、日程第24、議案第20号「令和5年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第20号「令和5年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,263万1,000円で、前年度と比べ1億5,055万7,000円の減額となっております。これは、主に、旧知多市宮海浜プール解体工事が完了したことによるものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（平松康弘）

「令和5年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により、御説明申し上げます。

6ページ・7ページをお願いいたします。

2の歳入から、御説明申し上げます。1款1項1目1節の繰入金の5,158万円につきましては、一般会計からの負担金の繰入れ分でございます。2款1項1目1節の繰越金の105万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

8ページ・9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について、御説明申し上げます。1款衛生費、1項健康増進施設事業費、1目事業総務費につきましては5,163万1,000円、前年度に対し、1億5,055万7,000円、74.5%の減でございます。2節給料の685万2,000円、3節職員手当等の604万4,000円、4節共済費の242万9,000円につきましては、建設課職員2人分の人件費でございます。7節報償費の3万3,000円につきましては、健康増進施設の愛称募集に係る選定審査員への報償費及び愛称募集記念品に係る費用で、皆増でございます。10節需用費の97万円につきましては、事務用消耗品や書籍などの購入費のほか、印刷製本費として、事業の進捗状況等に関する情報提供のため、両市の広報紙へ掲載する費用などで、愛称決定、開館記念イベントの案内、施設利用の案内のための広報誌への掲載を行うことから、前年度と比較し51万6,000円の増額でございます。11節役務費の40万円は、健康増進施設の火災保険料で、皆増でございます。12節委託料の3,485万1,000円につきましては、健康増進施設開業準備業務及び健康増進施設整備・運営事業建設工事等監視支援業務の委託料などがございます。

10ページ・11ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費につきましては、100万円を計上いたしました。

12ページから17ページまでは、一般職の給料、職員手当等の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

18ページ・19ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございますが、過年度議決分でございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第20号「令和5年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第25、議案第21号「令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

看護専門学校長（鰐部貴久美）

ただいま上程されました、議案第21号「令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,069万7,000円で、前年度に比べ407万9,000円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（中田昭夫）

令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ・7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款1項1目1節の看護専門学校使用料につきましては、1,623万2,000円で、看護専門学校授業料などがございます。前年度に対し、52万7,000円の減でございます。2款1項1目1節の土地建物貸付料につきましては、ジュース等の自動販売機設置に伴う貸付料がございます。3款1項1目1節の繰入金の1億3,536万4,000円につきましては、一般会計から特別会計へ繰り入れるものでございます。4款1項1目1節の繰越金の551万7,000円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

10ページ・11ページをお願いいたします。

3の歳出について御説明申し上げます。1款1項1目事業総務費につきましては1億4,290万8,000円、前年度に対し、716万1,000円、5.3%の増でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、常勤職員14人、任期付短時間勤務職員1人の合計15人分の経費でございます。10節需用費959万5,000円のうち、光熱水費につきましては、電気ガス料金の高騰により355万6,000円の増額になります。また、修繕料につきましては、公用車の車検代及び空調機の点検修繕料分50万1,000円を減額しております。12節委託料の442万5,000円につきましては、事務事業委託料1件、施設維持管理委託料として、清掃委託料をはじめ11件の委託料で、12ページ・13ページをお願いいたします。

上から8番目の排ガスばいじん測定委託料につきましては、大気汚染防止法により義務づけられている5年に1度のばいじん測定の委託を行うものでございます。13節使用料及び賃借料のうちパソコン借上料につきましては、パソコン教室のパソコン等のリース期間が満了となりますが、再リースするとともに職員によりメン

テナンスを行うことで保守をやめ、27万2,000円減額いたしました。17節備品購入費の379万5,000円につきましては、施設備品として、1年生、2年生、3年生の教室に個別の空調機を購入するものでございます。続きまして、2目看護専門学校費につきましては1,728万9,000円、前年度に対し、308万2,000円、15.1%の減でございます。1節報酬の447万2,000円につきましては、実習先の病院等で指導する会計年度任用職員を4人から3人としたことに伴い、102万6,000円減額しております。7節報償費の498万4,000円につきましては、西知多総合病院以外の外部講師に支払う講師料で、カリキュラム改正等により23万9,000円の増額となります。

14ページ・15ページをお願いいたします。

12節委託料の405万円のうち、上から2つ目の講師等委託料は、西知多総合病院等の医師の講師料で、カリキュラム改正により減額となりますが、次の実習委託料は新旧カリキュラムの実習施設が重なるため増額となります。17節備品購入費につきましては、1目の施設備品で空調機を購入するため、来年度の教材備品の購入は見送り、図書備品の購入費35万円のみを計上しております。2款1項1目予備費につきましては、50万円を計上いたしました。

16ページから21ページまでは、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

22ページ・23ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございますが、過年度議決分でございますので説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第21号「令和5年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第26、議案第22号「令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長 (許斐正啓)

ただいま上程されました、議案第22号「令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、御説明申し上げます。

それでは1ページをお願いします。

第2条は、業務の予定量で、(1)病床数は一般病床468床、(2)年間患者数は、入院患者数12万48人、外来患者数20万1,204人、(3)1日平均患者数は、入院患者数328人、外来患者数828人を予定し、(4)主要な建設改良事業では、建設改良費として1億9,206万円、資産購入費として7億6,628万円を予定しました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は142億3,002万円、支出の第1款病院事業費用は144億7,627万円を予定いたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は15億289万円、支出の第1款資本的支出は、20億9,400万円を予定いたしました。

5条の企業債は、新駅接続道整備事業について1億2,530万円、医療機器等整備事業について7億5,800万円の限度額をそれぞれ定めたものでございます。

第6条は一時借入金の限度額を15億円とし、第7条は経費の流用ができる場合を定めております。

3ページをお願いします。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費について定めております。

第9条は、一般会計から補助金を受ける金額を3億4,666万円とし、第10条は、たな卸資産の購入限度額を30億5,293万円と定めたものでございます。

第11条の重要な資産の取得は、デジタルX線TVシステムから手術支援ロボットまでの5品目でございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計予定額明細書により、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入で、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は78億311万円の計上で、1人1日平均収益を6万5,000円と見込み、2目外来収益は32億1,925万円の計上で、1人1日平均収益を1万6,000円と見込んだものでございます。3目その他医業収益は10億6,463万円の計上で、主な内容としまして、個室使用料、予防接種・集団健診、人間ドック、個人健診等の収益、及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。

続きまして、2項医業外収益は18億3,015万円の計上で、主な内容としまして、2目他会計補助金3億1,346万円は、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費や医師確保対策に要する経費などに係る一般会計補助金、3目補助金2,075万円は、臨床研修費などに対する補助金でございます。

27ページをお願いします。

4目他会計負担金7億3,978万円は、リハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一般会計負担金などがございます。6目退職手当相当額負担金1億3,480万円は、職員の身分移行に伴う退職手当相当額に係る一般会計負担金でございます。

28ページをお願いします。

支出でございます。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費70億9,730万円の主な内容は、医師91人、看護師439人など、常勤職員737人分のほか、会計年度任用職員分を含む人件費でございます。2目材料費27億7,270万円の主な内容は、8節薬品費と、9節診療材料費でございます。3目経費28億2,779万円の主な内容は、このページの一番下、18節光熱水費として電気やガスなどの料金。

29ページをお願いします。

上から4段目、22節修繕費は、医療機器や建物等施設などの修繕料。24節賃借料は、職員住宅や医療機器などの借上料。26節委託料は、医事業務や給食業務などの委託料。

30ページをお願いします。

上から4段目、30節手数料は、医師紹介手数料などがございます。このページ中ほど、4目減価償却費11億8,103万円は、建物、建物付属設備、器械備品などに係る減価償却費でございます。

31ページをお願いします。

2項医業外費用3億9,453万円は、雑損失など。3項特別損失8,155万円は、過年度損益修正損など。4項予備費は、1,000万円の計上でございます。

32ページをお願いします。

資本的収入及び支出で、まず、上の表収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債8億8,330万円は、新駅接続道整備事業及び医療機器等整備事業に係る借入れ。2項負担金、1目他会計負担金5億8,627万円は、建設改良に要する経費に係る一般会計負担金でございます。

続きまして、33ページをお願いします。

支出でございます。1款資本的支出、1項1目建設改良費1億9,206万円は、主に新駅接続道整備工事及び監理委託などがございます。2目資産購入費7億

6,628万円は、手術支援ロボットをはじめとした医療機器等の購入費でございます。2項1目企業債償還金10億9,744万円は、建設及び施設整備等の企業債償還元金でございます。3項投資、1目長期貸付金3,822万円は、看護師等の養成施設を卒業後、組合の設置する病院に勤務する者に修学資金を貸与するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

5番（北川明夫）

私、2点お尋ねしたいと思います。3ページのところに、7億6,600万円ほどをかけて資産の購入がございます。5種類の器械備品について、それぞれの目的、整備内容はどのような簡潔に御説明いただきたいと思います。

もう1点は、10ページのところに給与明細書がございまして、特殊勤務手当というのが下のほうに表の中に入っております。増加率が6.8%増加するわけですが、その理由はどのようなか、お伺いいたします。

管理課長（谷川正仁）

御質問の1点目、5種類の器械備品の目的と整備内容でございますが、1点目のデジタルX線TVシステムについては、消化器内科における内視鏡を用いた透視の検査等で使用し、6台あるうちの1台を更新するものでございます。

2点目の外科手術用内視鏡システムについては、腹腔鏡手術をはじめとした外科の手術全般で使用し、2台あるうちの1台を更新するものでございます。

3点目の臨床用ポリグラフについては、心臓カテーテル検査等心臓内の血行動態や病態把握等をするためのもので、2台あるうちの1台を更新するものでございます。

4点目、人工腎臓透析装置については、人工透析の際に必要な新鮮な透析液を安定供給するために、透析液を精製する装置一式の更新と、それにつながる患者さんが利用する透析装置10台のうち5台を入れ替えるものでございます。

以上の4点は、旧知多市民病院からの移設品又は開院時に購入した機器であり、耐用年数を超過し、安全な医療体制を確保するために機器の更新をするものでござ

います。

また、5点目の手術支援ロボットにつきましては、高齢化に伴い、今後も医療需要の増加が見込まれるがん等の腹腔鏡手術に使用する医療機器であり、今回新たに導入するもので、手術支援ロボット本体及び鉗子の洗浄器等の周辺機器一式を整備するものでございます。

人事管理室長（和田真貴）

御質問の2点目、特殊勤務手当が6.8%増加する理由でございますが、主には昨年10月から実施いたしております看護職員等の処遇改善策である賃金上昇分を、特殊勤務手当のうちの診療補助業務手当として予算計上しているためでございます。当院は、昨年10月に診療報酬に新設された看護職員処遇改善評価料の算定対象施設となっており、当該算定の届出を行っております。その算定要件では、対象職員に対して基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより処遇改善をしなければならないとされており、当院はこれを前述いたしました診療補助業務手当により毎月支給することといたしました。この処遇改善の額といたしましては、対象職員518人分で5,875万円を見込んでおります。

なお、特殊勤務手当全体といたしましては、新型コロナ診療に係る防疫手当の支給基準の見直しや、その他の手当の支給対象人数等の増減に伴う手当額の増減を含め、差引きで前年度より4,469万円、6.8%の増加となったものでございます。以上でございます。

議長（勝崎泰生）

よろしいですか。

5番（北川明夫）

ありがとうございました。

議長（勝崎泰生）

9番、伊藤清一郎議員。

9番（伊藤清一郎）

私からは、1問お願いいたします。33ページ、1款1項1目2節、工事請負費、新駅接続道整備工事の内容及び工事スケジュールについて伺います。よろしくお願いいたします。

管理課長（谷川正仁）

御質問の新駅接続道整備工事の内容及び工事スケジュールについてでございますが、本事業は、名古屋鉄道株式会社が新たに設置する河和線の新駅加木屋中ノ池駅の開業に合わせ、駅北口から当院までを結ぶ連絡通路を設置するものでございます。駅は名古屋鉄道株式会社が、駅北口から当院東側のり面までの歩道を東海市が整備を担当し、当院は、のり面から2階の健診センター側につながるまでの空中歩廊部分を整備し、駅を利用する来院者の利便性の向上を図るものでございます。

スケジュールとしては、令和4年度予算に継続費で計上しており、今年度中に業者を決定し、令和6年2月までを工期とし、令和5年度末の新駅開業に合わせていく予定でございます。

以上でございます。

9番（伊藤清一郎）

ありがとうございました。

13番（夏目 豊）

3ページ、第11条重要な資産の取得で、手術支援ロボットの導入の効果について伺います。

管理課長（谷川正仁）

御質問の手術支援ロボットの導入の効果についてでございますが、導入に当たっては大きく3つのメリットがございます。

1つ目は、患者さんの体への負担が少ないこと、2つ目は従来難しかった治療を実現できること、3つ目は、医師の確保でございます。

まず、1つ目の患者さんへの体の負担が少ないことについてでございますが、手術支援ロボットを用いた手術では、比較的小さな傷で手術が可能で、出血量が少なく術後の痛みも少ないため、社会生活に早く復帰できるとされています。

次に、2つ目の従来難しかった治療の実現についてでございますが、手術支援ロボットは、従来の腹腔鏡手術の機器に比べて可動域が広く、人の手で行うには難しかった手術が可能となります。また、手術を担当する医師は、高精細なカメラの拡大画像を見ながら手ぶれ補正等のアシストのもと精密な操作が可能となります。

そして、3つ目の医師の確保についてでございますが、手術支援ロボットは、国内で急速に普及しており、他の地域では、手術支援ロボットのない病院には大学医局から医師を派遣しないというような事例も発生しております。向上心の高い若手

医師を採用するためには、手術支援ロボットは重要な投資であると考えております。

以上でございます。

13番（夏目豊）

ありがとうございました。

議長（勝崎泰生）

よろしいですか。

ほかにありませんね。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第22号「令和5年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第27、委員会提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

なお、発言は自席からお願いいたします。

議会運営委員会委員長（佐藤友昭）

議長（勝崎泰生）の御指名がございましたので、ただいま上程されました、委員会提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、国が個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する中で、地方議会が法の適用対象から外れたことにより、制定の必要性が生じたものでございます。

本条例では、西知多医療厚生組合議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、法の関連する条文と符合する内容で、制定することを御提案するものでございます。

本条例案は、全6章で構成されており、第1章で総則として条例制定の目的及び個人情報保護の定義を、第2章で個人情報等の取扱いを、第3章で個人情報ファイル簿の作成及び公表を、第4章で開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及びそれらに関する手続を、第5章で適用除外、開示請求者等への情報提供及び施行状況の公表を、第6章で罰則をそれぞれ規定するものでございます。附則は施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

議員各位の満場一致の御賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（勝崎泰生）

質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員会提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、この際、これを許可します。

管理者（花田勝重）

議長のお許しを得ましたので、第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。終始御協力、ありがとうございました。

(2月17日 正午 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年2月17日

西知多医療厚生組合議会 議長 勝崎泰生

3番署名議員 早川康司

11番署名議員 林正則